

表彰選考委員会及び表彰規程

公益社団法人全国病院理学療法協会の表彰に係る事項は「本規程」及び「表彰の種類別推薦及び選考基準（別表1）」並びに「表彰状等文例集（別表2）」に基づいて行う。

- 1、表彰選考委員会は、定款第42条に基づいて設置された常設の委員会であり、委員長は会長の推薦により理事会で選任する。委員は、委員長の意見を参考に、理事会で選任する。
- 2、委員会は会長を含む若干名で構成し、委員の任期は選任後2年以内とする。
- 3、表彰選考委員会は以下の任務を行う。
 - ① 協会表彰に係る各支部・地方会への推薦依頼
 - ② 推薦書及び功績調書等の審査と被表彰者の選考
 - ③ 本部推薦に係る審議
 - ④ 国及びその他の公的機関が行う表彰に係る推薦
 - ⑤ 表彰に係る書類の作成及び保管
- 3、協会が行う表彰の種別
 - 1) 以下の表彰を「別表1」の基準により原則として5年周期で行う。
 - ① 功労賞 ② 功績賞 ③ 後藤賞 ④ 高木賞
 - 2) 以下の表彰を「別表1」の基準により毎年行う。
 - ① 学会長表彰 ② 学会準備委員長表彰
 - 3) 以下の表彰を「別表1」の基準により非定期に行う。
 - ① 会長表彰 ② 会長感謝状 ③ 学術奨励賞 ④ 組織拡大支部表彰
 - ⑤ 栄誉賞
- 4、国及びその他の公的機関が行う表彰の種別
 - 1) 以下の表彰を「別表1」の基準により非定期に推薦する。
 - ① 厚生労働大臣表彰 ② 褒章・叙勲・賜杯等 ③ その他の公的機関による表彰
- 5、表彰状等に使用する文言について原則として「表彰状等文例集（別表2）」によるものとする。
- 6、この規程の改廃は理事会で行う。
- 7、この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、[整備法]という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。